

佐賀県居住支援事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は県とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 実施体制

事業の利用を希望する生活困窮者からの申請に基づき、県が利用を決定する。なお、事業の利用に係る相談・受付業務、事業を利用する者に対する支援業務は、自立相談支援機関において実施する。

4 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当する者。

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属するものの収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属するものの所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

(2) 県が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

5 事業内容

(1) 第7の(2)により事業の利用を決定した者（同伴者がある場合は、当該同伴者も含む。以下「利用者」という。）に対し、宿泊場所及び食事（1日3食）の提供を行うとともに、必要に応じて日用品等を提供又は貸与するものとする。また、利用者が利用期間中に就職活動等自立に向けた活動を行う際、その活動に係る経費（交通費やガソリン代、履歴書用の写真代等のほか、県が必要と認めるもの）を支給するものとする。

(2) 宿泊場所、食事及び日用品等の提供又は貸与は、現物給付によることとする。また、自立に向けた活動に係る経費は、金銭給付を行うことができるものとする。

6 利用期間

本事業の利用期間は原則として3ヶ月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、県が必要と認める場合は、6月を超えない範囲内で県が定める期間とすることができる。

7 支援決定

(1) 事業の利用を希望する生活困窮者は、「居住支援事業利用申込書」（様式第1号、以下「利用申込書」という。）に「同意書」（様式第2号）、「資産収入申告書」（様式第3号）及び次に掲げる添付書類を添えて、自立相談支援機関を経由して県に提出するものとする。

（申込書の添付書類）

ア 本人確認書類

次の書類のいずれか。なお、顔写真のない証明書は2点確認することが望ましい。
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し、個人番号カード（個人番号記載面は複写しない）

イ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

ウ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

(2) 自立相談支援機関は、利用申込書の提出を受けたときは、アセスメント結果及びプラン兼事業等利用申込書を添えて、県に提出する。なお、利用申込書の記載事項のうち「現在の状況」について、口頭での申し立てがあった場合は、自立相談支援機関は、インタビュー・アセスメントシートに当該申立事項を記載の上、県に提出するものとする。

(3) 県は、利用申込書等を受理したときは、当該利用申込者（同伴者として利用を希望する者を含む。）が第5の事業の対象者に該当するかどうかを審査した上で、支援の実施の可否を決定し、支援を決定したときは「支援提供通知書」（様式第4号）を、却下したときは「支援提供却下通知書」（様式第5号）を、自立相談支援機関経由で交付する。なお、県は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に対し報告を求めるものとし、この場合、(1)で受理した同意書の写しを添付して行うものとする。

(4) 自立相談支援機関は、支援の提供に際して、利用者に対し、事業利用上の留意事項を示した書類を交付するとともに口頭で説明するものとする。当該留意事項は、様式第8号を参考として、提供する宿泊場所など支援の提供状況に応じ、適宜改変又は必要な事項を盛り込み作成するものとする。

8 緊急的な支援を行う場合

県は、自立相談支援機関に相談申込をした生活困窮者が第4の(2)に該当し、緊急的に支援を行う必要があると認める場合は、第7の(1)のAからUまでの添付書類及び第7の(2)のプラン兼事業等利用申込書が未提出であっても、第7の(3)による支援の決定等を行うことができるものとする。

また、支援の急迫性が認められる場合で、利用申込書、同意書及び資産収入申告書をただちに提出することが困難な場合は、県は、自立相談支援機関を通じて、当該生活困窮者の口頭による意思確認を行った上で、自立相談支援機関の翌営業日又は県の翌開庁日のいずれか遅い日までの間に限り、利用申込書等の提出によらず支援の提供を認めることができるものとする。

なお、これらの緊急的な支援の後、継続的な支援を要する場合は、県は、必要な添付書類等の提出を受けるとともに、支援調整会議等によりプランの適切性を判断し、再度支援決定を行うこととする。

9 支援提供の中止

利用者が次のいずれかに該当し、県において、支援中止と判断した場合は、原則その翌日付（利用中止日）で支援の提供を中止することとし、「支援提供中止通知書」（様式第6号）を自立相談支援機関経由で交付する。なお、利用者が所在不明で、利用者あて交付することが困難な場合は、自立相談支援機関あて様式第6号により通知するものとする。また、自立相談支援機関は、利用者が次のいずれかに該当することを把握した場合、早急に県に報告するものとする。

- (1) 規則第6条に該当しないことが明らかとなった場合
- (2) 他の施設利用者や近隣住民に迷惑をかける行為を行った場合又は法令等により禁止されている行為を行った場合
- (3) 自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合
- (4) 供与された宿泊場所に帰所しない場合又は連絡が取れない場合
- (5) 所在不明となった場合
- (6) 提供された宿泊場所、食事及び日用品等を、有償か無償かにかかわらず、他人に提供し、又は自己の都合により処分した場合
- (7) 安定した住居等を確保するなど、支援の必要性がなくなった場合
- (8) その他事業の利用継続が困難と判断した場合

10 利用の辞退

第7の(1)により利用申込書を提出した者が、支援の必要がなくなり利用を辞退する場合は、支援開始前か支援開始後かにかかわらず、「利用辞退申出書」（様式第7号）を、自立相談支援機関を経由し県に提出するものとする。

11 実施状況の記録等

自立相談支援機関は、第7から第10までにより、自立相談支援機関を経由して提出又は交付される書類について、その写しを保管すること等により、利用申込や支援決定等の状況を把握する。

また、自立相談支援機関は、「居住支援事業実施状況一覧」（様式第9号）により、支援の実施状況を記録するとともに、自立相談支援事業における基本帳票にも必要な事項を記録するものとする。

12 留意事項

- (1) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。
- (2) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。
- (3) 民間団体が本事業を実施する場合、委託料の対象経費の支出に係る証拠書類（領収書等）

を保管すること。

- (3) 本事業は法第2条第5項に規定される事業であり、本要領に記載のない事項については、「一時生活支援事業の手引き」（平成31年3月29日社援地発0329第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添3）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）のほか、厚生労働省の発出する関係通知や法令解釈等を参照し、事業を実施すること。

附 則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月19日から施行する。

(様式第1号)

居住支援事業利用申込書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく居住支援事業の利用を申し込みます。
なお、次の申立事項に相違ないことを誓約します。

佐賀県知事 様

年 月 日

ふりがな		性別	
氏名			
電話番号			
生年月日	年 月 日（ 歳）		
緊急連絡先	氏名	（続柄）	
	住所	電話番号	
現在の状況 ※	住居喪失時期・理由		
	住居喪失前の住所		
	現在の居所		
	現在の仕事の状況		
	現在の生活の状況		
	現在の所持金	円（直ちに払戻可能な預貯金等含む）	
同伴者の有無	無 ・ 有（ 名）		
	※利用申込者と同一世帯に属する方に限り、同伴者として申し込むことができます。		

※「現在の状況」欄の事項については、必要な事項を自立相談支援機関に口頭で申し立てる場合は、記載を省略することができます。

同意書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく居住支援事業利用の申込みに当たり、私及び同伴者の個人情報、事業の利用に必要な範囲で法第4条に規定する都道府県等及び自立相談支援機関で相互利用されることに同意します。

また、支援の決定若しくは支援の実施のため必要があるときは、法第22条の規定に基づき、私若しくは私の配偶者及び私の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者（以下「私等」という。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは私の雇用主その他の関係者に報告を求めることに同意します。

佐賀県知事 様

年 月 日

住 所	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

※ 利用申込者（同伴者含む。）について記載してください。

資産収入申告書

ふりがな		性別			
氏名		生年月日	年 月 日 () 歳		
住所					
申 立 事 項	利用申込者及び利用申込者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等は次のとおりです。				
		申請者	同一世帯に属する者		合 計
	ふりがな				
	氏名				
	続柄				
	性別				
	生年月日				
	収入金額 (月額)	円	円	円	
預貯金等 の金額	円	円	円	円	
※申請（申込）日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額を、月により変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
居住支援事業の利用の申し込みにあたり、私及び私と同一世帯に属する者の収入及び資産の申立をします。なお、上記の申立事項に相違ないことを誓約します。					
佐賀県知事 様					
令和 年 月 日					
申込者氏名					

第 号
令和 年 月 日

様

佐賀県知事 山口 祥義

居住支援事業に係る支援提供（変更）通知書

年 月 日付けで利用申込のあった生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく居住支援事業の実施について、下記のとおり行うこととしましたので、通知します。

記

支援期間	年 月 日～ 月 日（ 日間）
支援場所	（所在地： ）
利用者及び 同伴者氏名	
留意事項	支援期間中、あなた又は同伴者として事業を利用する方が、次の（1）から（8）までに該当した場合は、支援の提供を中止することがあります。 （1）生活困窮者自立支援法施行規則第6条に該当しないことが明らかとなった場合 （2）他の施設利用者や近隣住民に迷惑をかける行為を行った場合又は法令等により禁止されている行為を行った場合 （3）自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合 （4）供与された宿泊場所に帰所しない場合又は連絡が取れない場合 （5）所在不明となった場合 （6）提供された宿泊場所、食事及び日用品等を、有償か無償かにかかわらず、他人に提供し、又は自己の都合により処分した場合 （7）安定した住居等を確保するなど、支援の必要性がなくなった場合 （8）その他事業の利用継続が困難と判断した場合

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

様

佐賀県知事 山口 祥義

居住支援事業に係る支援提供却下通知書

年 月 日付けで申込みのあった居住支援事業の利用については、次のとおり却下しましたので通知します。

記

- 1 却下決定日 年 月 日
- 2 却下理由

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

様

佐賀県知事 山口 祥義

居住支援事業に係る支援提供中止通知書

年 月 日付けで支援提供を決定した居住支援事業の利用について、次のとおり
利用を中止しますので通知します。

記

- 1 利用者氏名
- 2 利用中止日 年 月 日
- 3 利用中止の理由

(様式第7号)

第 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

居住支援事業に係る利用辞退申出書

年 月 日付けで利用申込書を提出した居住支援事業について、次のとおり利用を辞退しますので申し出ます。

記

辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	

居住支援事業利用上の留意事項

- 1 あなたが利用する宿泊施設は、民間のホテル（旅館）です。他の利用客の迷惑になるようなことのないようにし、また、宿泊施設の指示に従ってください。公序良俗に反するようなこと、法律や条例に違反するようなことがある場合は、あなたに対する支援を行うことができなくなりますので注意してください。
- 2 宿泊施設の利用について、次のことに留意してください。
 - (1) 外出するときは、宿泊施設に鍵を預け、行き先と帰る時間を伝えてください。
 - (2) ほかの場所での外泊はできません。外出した場合は必ず予定の時間に帰ってきてください。
 - (3) (ホテル・旅館の) 部屋の電話は原則利用できません。携帯電話がない場合で、相談支援員に連絡したいときは、宿泊施設に申し出てください。
 - (4) 宿泊施設での食事は、○食と○食の○回です。
昼食は○○○○としてください。
- 3 事業利用中、体調が悪くなった場合や、事業の利用について不明なことがあった場合は、相談支援員に連絡してください。
【連絡先】
○○（自立相談支援機関名） 相談支援員 ○○（氏名） 電話 XX-XXXX-XXXX
- 4 あなた（同伴者として事業を利用する方を含む。）が、次のような行為を行った場合は、支援を中止する場合がありますので注意してください。
 - (1) 他の施設利用者や近隣住民に迷惑をかける行為を行った場合又は法令等により禁止されている行為を行った場合
 - (2) 自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合
 - (3) 供与された宿泊場所に帰所しない場合又は連絡が取れない場合
 - (4) 所在不明となった場合
 - (5) 提供された宿泊場所、食事及び日用品等を、有償か無償かにかかわらず、他人に提供し、又は自己の都合により処分した場合

